

2021年11月16日
宍戸構成員提出資料

- デジタル改革が、「テクノロジーや企業が、個人や国家を支配する」「国家が、テクノロジーや企業を使って、個人を支配する」のではなく、「個人が、テクノロジーを通じて、価値を享受したり、価値実現のために国家や企業に能動的に働きかけたりできるようにする」ことを目指すことを社会に発信すべきである。
- このような個人を起点にしたデジタル改革と、行政改革、規制改革を結びつける扇の要は、デジタル社会の主人公であるべき個人の目線である。デジタル改革の客観的な目標はデジタル社会形成基本法で示されているが、個人が急速なデジタル化に取り残されるかもしれないという不安を解消し、デジタル社会に参画していけるようにするためには、主観的な個人の権利利益についても、考えていくべきである。
- そのうち基本的な権利の例としては、デジタル社会における人格権、デジタル手続による適正な処遇を受ける権利、データ基本権（データによる自由、データからの自由、データへの自由）、生涯を通じたキャパシティ・ビルディングの保障がある。人権保障の発展形として、これらの権利を「デジタル権利宣言」としてまとめることも考えられる。
- 国と自治体の関係も、個人起点に立てば、「分権か集権か」の二項対立ではなく、住民である個人に奉仕するための組織適合的な役割分担の問題として捉え直し、デジタル化を踏まえた基礎自治体・広域自治体・国の役割の配分の見直しや、デジタル化を活かした自治体間や自治体・国間の協働を、検討すべきである（このように考えたからと言って、直ちに「分権」が「集権」に逆転するという結論を導くわけではない。自治体がデジタル化により実効的に処理している事務に国が関わり続けることは、かえってデジタル改革の趣旨に反するものであろう）。
- デジタル改革は、イノベーションを可能にするガバナンスモデルの導入へ向けた規制改革（ガバナンス・イノベーション）と一体のものとして進めるべきである。各種の縦割りの規制、自治体間や国・自治体による規制の異同、法令に加えガイドラインや書式・慣行を含めた規制の総体を捉えて、デジタル化を活かして規制目的をより実効的に、コストの少ない形で達成できるのではないかと、民間の側が声を上げ、それに行政の側が応答しながら不断に規制改革を進める仕組みを制度化すべきである。
- デジタル改革は、一連の行政改革で強化されてきた「法の支配」や「民主的責任行政」の原理を空洞化させるものではなく、その実効性を高める方向を目指すべきである。法の支配との関係では、国会・裁判所による事前・事後の実効的な行政統制の機会を創出するように留意すべきであり、民主的責任行政との関係ではオープンデータ・情報公開・公文書管理とデジタル化の関係を整理していくべきである。
- デジタル化の行政改革については、EBPM の取組に加えて、全体の奉仕者性を維持しつつ人材を確保できるよう公務員制度の柔軟性を高めることや、規制の手法や目的を不断に見直すようにする行政組織制度の見直し（「デジタル法制局」に加え、原局原課レベルでデジタル改革担当を置くなど）も検討すべきである。